

耐震化補助制度のご案内

問 建築課 建築係(☎95-0128)

住宅の耐震化を推進するため、昭和56年5月31日以前に着工された旧基準の木造住宅を対象とした補助制度を設けています。対象住宅を所有する人は、まず無料耐震診断の受診をお願いします。

木造住宅耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された旧基準の木造住宅*

無料(個人負担なし)

※平成12年5月31日以前に着工された木造住宅も要件を満たせば診断対象になる可能性があります。



木造住宅解体補助

対象 耐震診断で耐震基準を満たさなかった住宅を取り壊す工事

最大20万円の補助

木造住宅耐震改修補助

一般型

対象 耐震診断で耐震基準を満たさなかった住宅に対して、一定の基準まで上げる耐震改修工事

最大155万円の補助*

※補強計画に精密診断法を使用し、最大20万円の上乗せをした場合

段階的

対象 耐震診断で耐震基準を満たさなかった住宅に対して、一度に耐震改修することが困難な場合で段階的に一定の基準まで上げる耐震改修工事

- 1段階目 **最大80万円の補助***
- 2段階目 **最大40万円の補助**

多世代住宅補助

対象 工事契約に基づいて、多世代で同居する人で、同時に以下の条件に該当する人(他の補助との併用可、上限最大205万円)

耐震性の無い旧基準の木造住宅を

・耐震改修してリフォームする ・除却して建築する

1年以上使用されていない空家を

・改修してリフォームする ・除却して建築する

最大50万円の補助



その他住宅補助

- 非木造住宅耐震診断費補助
旧基準非木造住宅(戸建または共同)
- 非木造住宅耐震改修工事費補助
旧基準非木造住宅(戸建または共同)
- 耐震シェルター等設置補助
耐震シェルターまたは防災ベッドの設置
- 瓦屋根改修費等補助
瓦屋根等の診断および改修
- アスベスト対策費補助
- 民間住宅省エネ改修事業費補助
診断および改修
(省エネ基準またはZEH水準)

各補助金額の上限等は市ホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。電話で建築課へご相談ください。(補助金交付には一定の条件があります。)

ブロック塀等撤去補助

対象 避難路沿道等または公共施設の敷地に接面し、高さ1m以上で危険であると判断されたブロック塀を撤去する工事



最大10万円の補助

※補助金を受けるには、**事業の契約前(多世代住宅補助は着手前)**に申請手続きが必要です。

※一部補助制度には代理受領制度により当初の費用負担を軽減できる場合があります。

※詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。電話で建築課へご相談ください。

市ホームページ▶

